

循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について

令和 7 年 1 0 月

国土交通省 総合政策局 環境政策課

国土交通省の循環型社会形成に向けた主な取組（概要）

- 国土交通省は、産業廃棄物排出量の約4割を占める下水汚泥及び建設廃棄物等の排出事業を所管
- 「循環型社会形成推進基本計画」等を踏まえ、循環資源の利用拡大、長寿命化等による廃棄物の発生抑制、動静脈連携を支えるインフラ・基盤整備に関する取組を推進

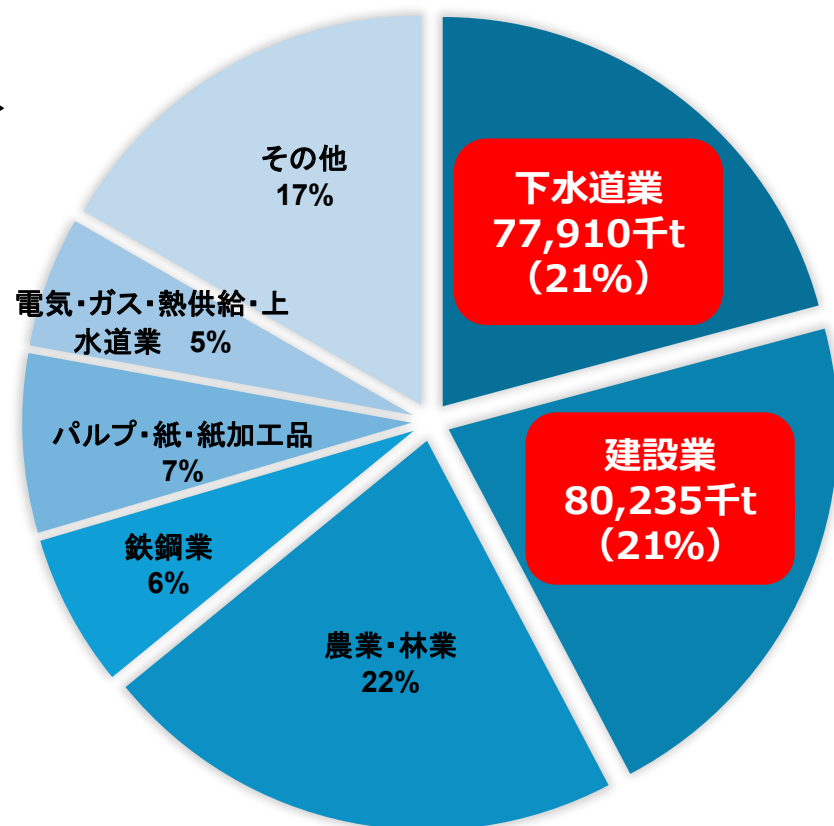
国土交通省における 循環経済への移行加速パッケージの取組

<地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現>

- 農産漁村のバイオマス資源の徹底活用
 - ・優良木造建築物等整備推進事業
- 資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備
 - ・下水汚泥資源の有効利用の推進
 - ・建設リサイクルの高度化
 - ・長く使える住宅ストックの形成
 - ・空き家等の利活用
 - ・インフラ長寿命化の推進
- 地域の再生可能資源の徹底活用
 - ・地域生活圏の形成

<国内外一体の高度な循環資源ネットワークの構築>

- 高度な再資源化技術・設備に対する投資促進
 - ・日本のSAF導入促進に向けた取組
- 我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築
 - ・循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）の構築
 - ・アスファルト再生技術の海外展開の支援



産業廃棄物の業種別排出量

出典：「政府統計の総合窓口(e-Stat)」
 - 産業廃棄物排出・処理状況調査
 - 令和6年度産業廃棄物排出・処理状況調査

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

＜現行制度の概要＞

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

- 【調査設計費】木造化に関する費用の 1 / 2 以内
- 【建設工事費】木造化による掛増し費用の 1 / 3 以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の 7 %以内)
- 【補助限度額】合計 2 億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引き上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること 等

※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



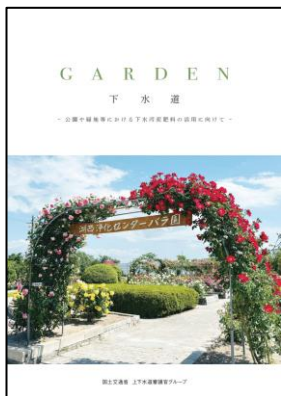
地上 9 階建て混構造事務所
【出典】熊谷組HP

下水汚泥資源の有効利用の推進

下水汚泥資源の肥料利用の取組を推進する。具体的には、肥料化施設の整備支援、下水汚泥中の重金属の分析支援、公共施設における利用促進に向けた普及啓発等を実施する。また、下水汚泥資源の化石燃料代替エネルギー源としての活用を推進する。

下水汚泥資源の肥料利用

- 肥料化施設の整備
- 公園等の公共施設での利用促進
 - 利用事例等を取りまとめたパンフレットを本年4月に公表。
 - 案件形成支援業務等でも公共施設管理者との連携を図るよう促している。



▶ 本年4月に公表した「GARDEN 下水道-公園や緑地等における下水汚泥肥料の活用に向けて-」

例：国営公園での汚泥肥料の活用

長野県が令和6年5月に肥料登録した汚泥肥料の利用・普及に向け、**国営アルプスあづみの公園**の園内で一部の花畑に試験的に施肥し、一般的な堆肥と比べて遜色ないことを確認。

長野県が登録した汚泥肥料『アクアピア1号』



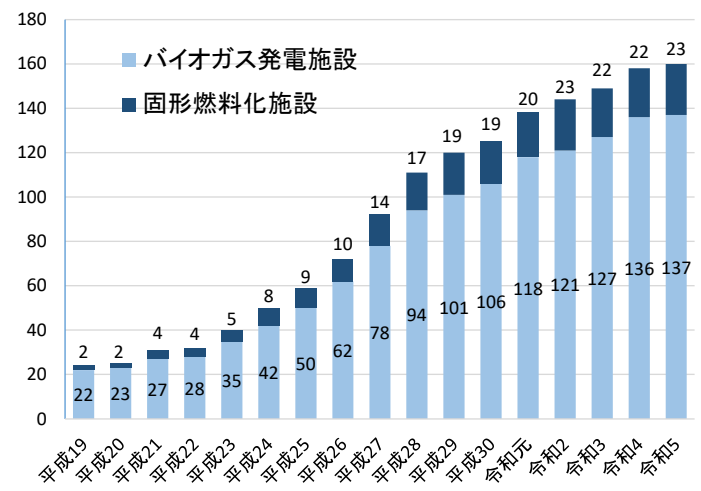
下水汚泥肥料の施肥状況



アクアピア1号 施用区のチューリップ

下水汚泥資源のエネルギー利用

➤ エネルギー化施設の導入処理場数（令和5年度末）



汚泥消化タンク



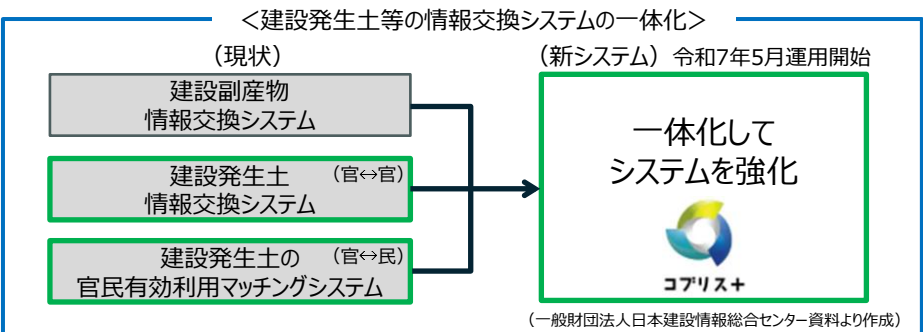
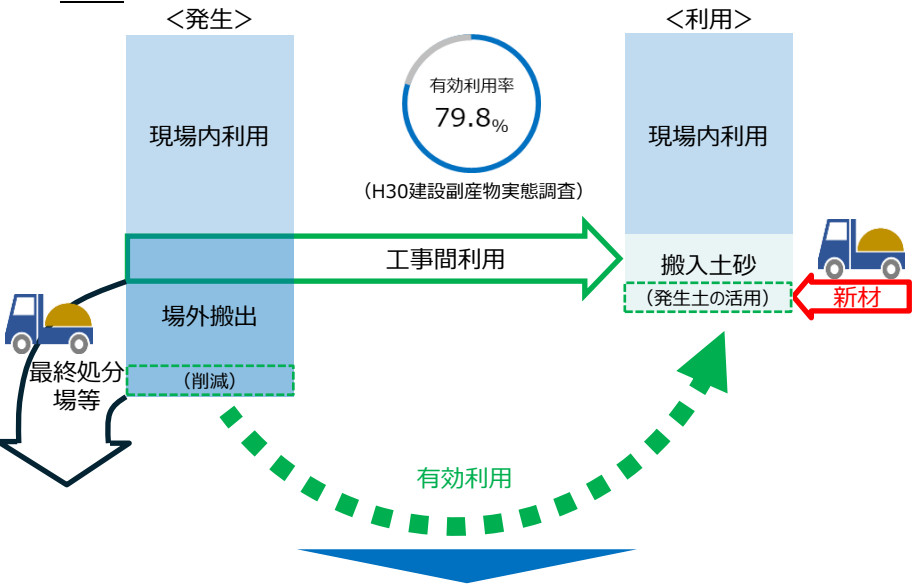
バイオガス発電

バイオガス

建設リサイクルの高度化

建設発生土の有効利用促進

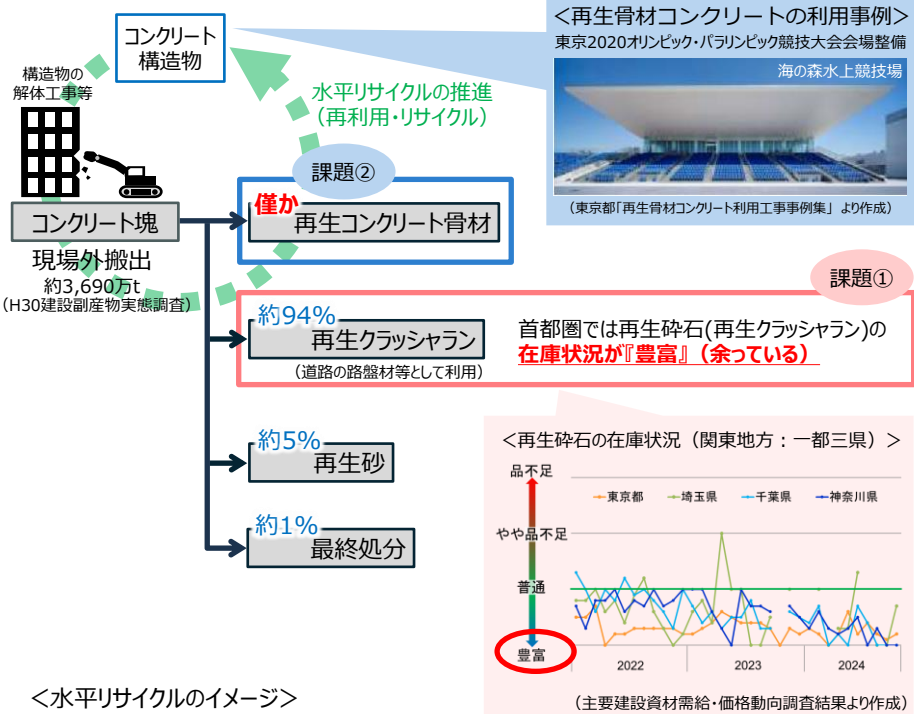
- 再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、**現場内・工事間利用等の有効利用を推進**。



建設発生土等の情報交換システムを一体化し、官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化

建設廃棄物のリサイクル推進

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、**需要拡大のための取組を推進**していく。
- また、需要を踏まえて、**水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上**を図っていく。



技術的検証等を行ったうえで、再生骨材 (Co,As) の利用拡大の検討を実施

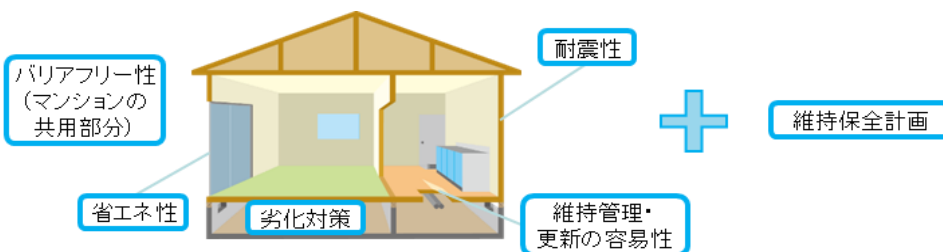
長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進

長く使える住宅ストックの形成

○住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（長期優良住宅）の普及促進。

※2024年度認定件数：新築約15万戸（新設戸建ての住宅着工戸数に対する割合は約39%）

2030年目標として、認定長期優良住宅のストック数約250万戸とする。（2025.3累計実績約174万戸）



○耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームを推進。

空き家等の利活用

○令和6年6月に策定した「不動産業による空き家対策推進プログラム」の推進。

入口（空き家発生）から出口（流通・活用）まで、不動産業は一体として所有者をサポート可能



○改正空家法に基づく取組等による空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。

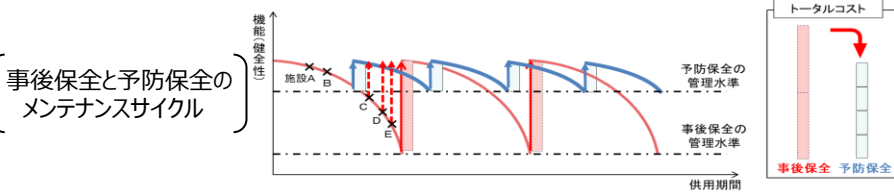


（例）地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

インフラ長寿命化の推進

○高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、河川等のインフラの老朽化は加速度的に進行しており、老朽化対策は喫緊の課題。

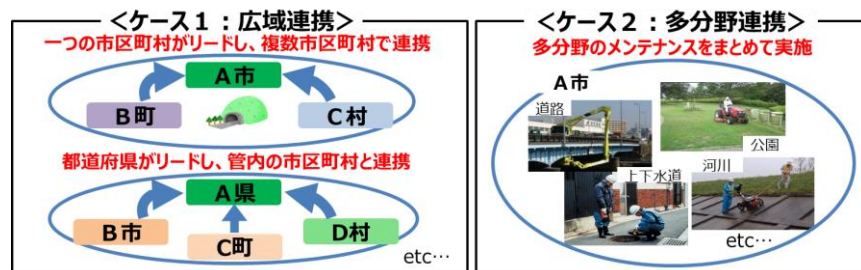
○「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。



○計画的・集中的な修繕等の実施、新技術・官民連携手法の普及促進、集約・再編等によるインフラストックの適正化等の取組を推進。

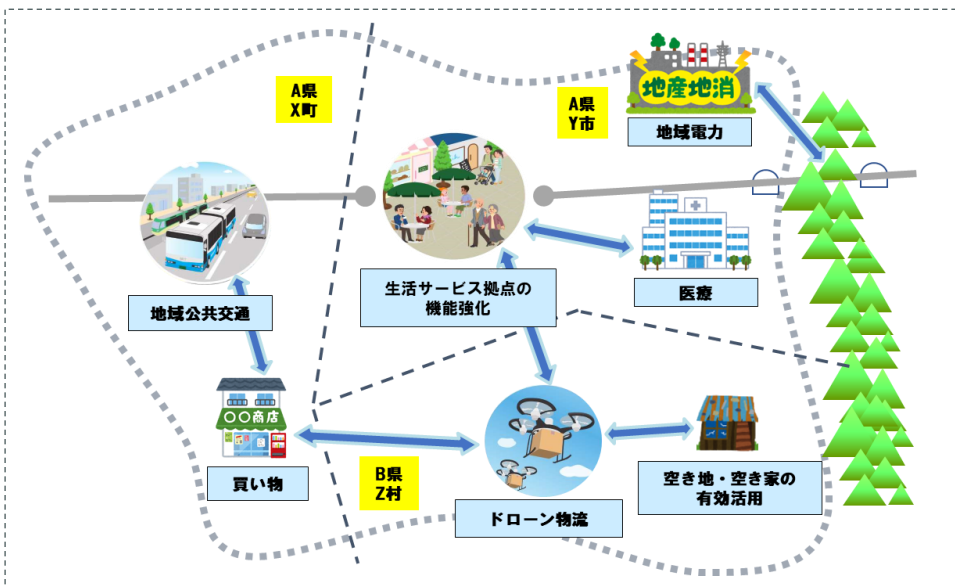
○的確なインフラメンテナンスに向け、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進。

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）



地域生活圏の形成

- 人口減少、少子高齢化が加速する中、特に地方部においては、商業施設や公共交通が撤退するなど、暮らしに必要なサービスの利便性が低下しており、住民が従来の生活圏内で日常生活を送ることが困難となっている。一方、こうした状況に対して、従来の縦割りの分野ごとに、地方公共団体の圏域に縛られて、行政のみで対応するには限界がある。
- このため、民主導の官民連携によって、市町村界にとらわれず、住民目線で、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される圏域を「地域生活圏」と捉え、地域課題解決と経済性の両立を図る民間事業者等（＝ローカルマネジメント法人）によるサービス提供を促進し、地域生活圏の形成を図ることで、人々が将来にわたって安心して働き、暮らし続けられる地域を実現する。



地域生活圏の形成イメージ

※圏域は生活・経済の実態に即して地域が主体的にデザイン

【地域生活圏の形成に資する具体的な取組の例】

- ・地域住民の互助によるまちなかにぎわい施設への送迎
- ・物流事業者と自治会の協働での遠隔地へのドローン配送
- ・デジタルを活用した地域内のお困りごと解決マッチングシステムの構築
- ・自治体や病院の連携による中山間地域における遠隔医療の実現
- ・買い物代行など地域の「買い物弱者」や単身高齢者への支援
- ・まち中心部の空き建物を地域企業の合同社員寮にリノベーション
- ・廃校を活用した地域づくり活動拠点の形成
- ・地元NPOによる地域コミュニティへの二地域居住者の受入支援
- ・官民出資の地元企業によるエネルギーの地産地消の仕組みづくり 等

○国土形成計画（R5.7閣議決定）抜粋

デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。

<目指す国土の姿>

- ・暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏が、シームレスにつながりあい、それが国土全体にわたることで、**全国どこでも誰もが便利・快適に暮らせる社会を目指す。**
- ・地方部においても地域生活圏内で持続的に日常生活を送れるようにすることで大都市部への人口流出を防ぐとともに、民間主体がサービスを提供することで**地域経済循環の活性化**を図る。

日本のSAF導入促進に向けた取組

■ 持続可能な航空燃料(SAF)導入促進に向けた官民協議会

開催状況

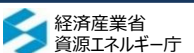
- 第1回2022年 4月
- 第2回2022年11月
- 第3回2023年 5月
- 第4回2024年 1月
- 第5回2024年 6月
- 第6回2025年 2月
- 第7回2025年 6月



第4回持続可能な航空燃料(SAF)導入促進に向けた官民協議会より

SAF官民協議会

供給事業者



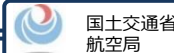
航空会社



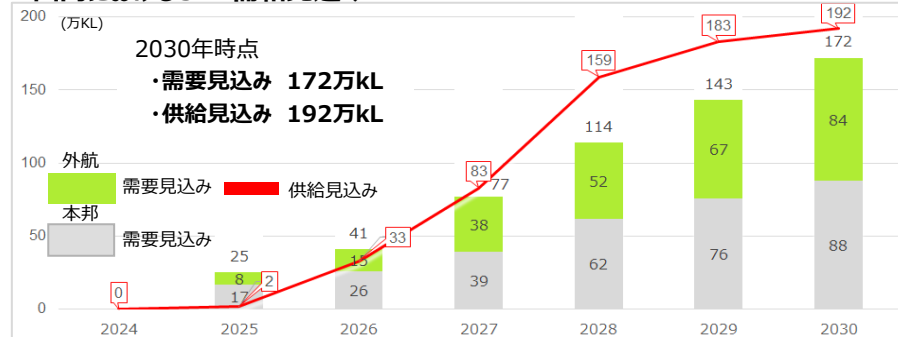
空港会社等



事務局



■ 国内におけるSAF需給見込み



■ 規制

供給事業者

- ✓ エネルギー供給構造高度化法にて、SAFの供給目標量を設定
- 2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上 (R6.9 脱炭素燃料政策小委員会で承認済)

エアライン

- ✓ 航空脱炭素化推進基本方針にて、SAFの利用目標量を設定
- 2030年燃料使用量10%置換え (基本方針に適合するANA・JAL等の計画認定)

■ 支援

GX経済移行債を活用した

- ✓ 大規模なSAF製造設備の構築に係る設備投資支援 (約3,400億円)
- ✓ 「戦略分野国内生産促進税制」により、SAFの国内生産・販売量に応じて、1L当たり30円の税制控除

■ CORSIA適格燃料登録・認証支援

① パイロット事業の支援※1

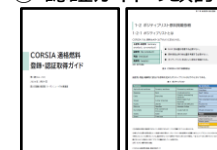
出光興産	日揮ホールディングス・コスモ石油
日本グリーン電力開発	Biomaterial in Tokyo・三友
レボインターナショナル	日本製紙・GEI・住商
三菱商事	Biomaterial in Tokyo・大同製紙

※1: R6年度パイロット事業

③ ICAO専門家会合 (WG5)への参画



② 認証ガイドの改訂



④ 大学や認証機関(SCS)と連携した事業者支援



■ SAFによるCO2排出削減の可視化

- ① 「SAF利用可視化ガイドライン」の検証・改訂
- ② 関連ガイドライン等との比較、課題整理
- ③ 航空利用者の理解促進

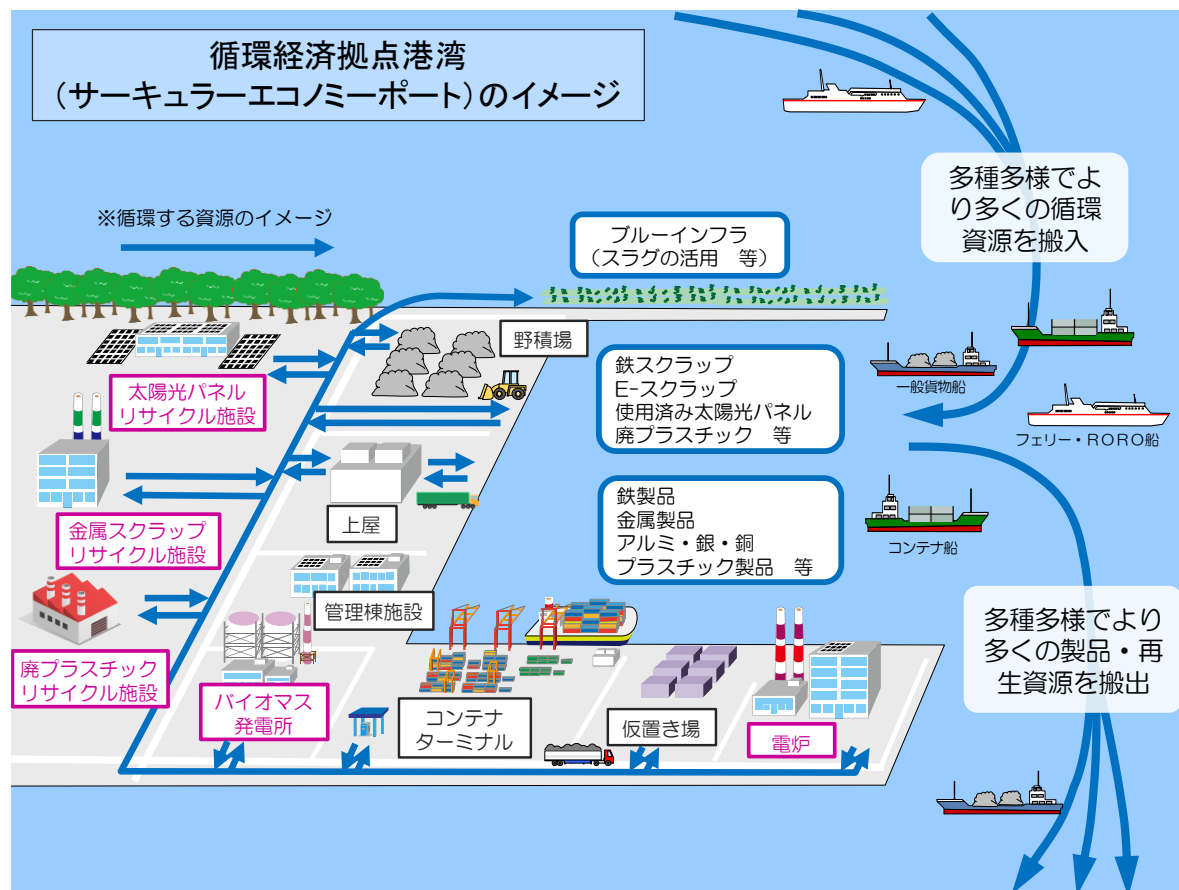


■ コスモ石油による国内初の大規模 SAF生産設備の完成を受け、25年5月より国内空港で国産SAF利用開始



- 港湾を核とする物流システムの構築による広域的な資源循環を促進する。

<港湾を核とする広域的な物流システムの構築のイメージ>



具体的な取組

- 港湾を活用した効率的な資源循環を促進するためのガイドラインの作成

➡ 循環資源の輸送効率化により、量・種類の増加に対応

現在の取組状況

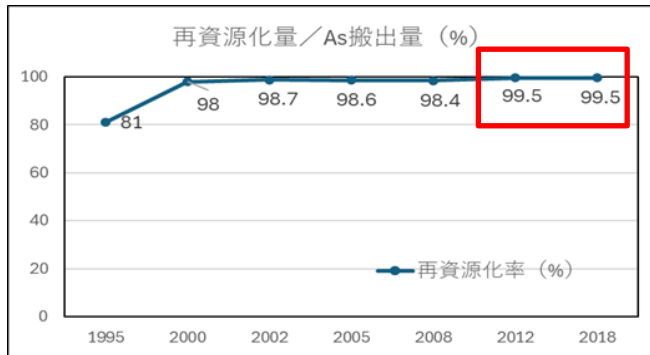
- 上記ガイドラインの策定にむけ、調査実施中。

アスファルト再生技術の海外展開の支援

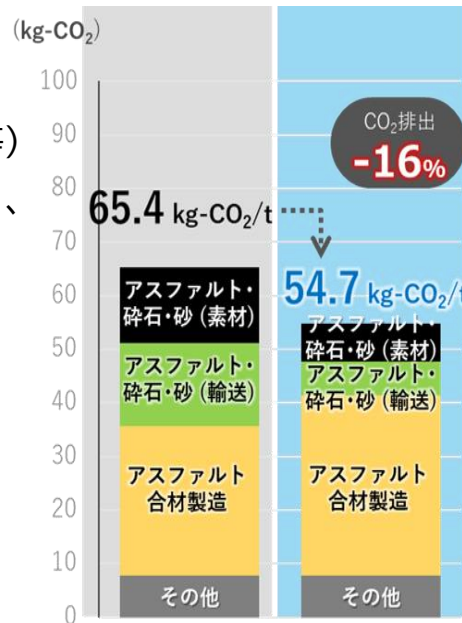
- 日本は**アスファルト再資源化率99.5%**を誇り、競争力のあるアスファルト再生技術を保有。
- アスファルト再生技術の海外展開に向けて、多国間（国連、日ASEAN、APEC、AZEC）や二国間（尼、越、比など）の枠組みを活用し、**日本の技術や関連制度・システム等の知見を紹介し、本邦企業の活動を支援。**

【アスファルト再生技術の優位性】

- ①**資源循環**（尼/越などはアスファルト輸入国）
 - ②**CO₂排出量削減**（日本国内試算で-16%）
 - ③**コスト低減**（材料調達、メンテナンス等）
- ⇒日本は**建設リサイクル法等の整備**により、**アスファルト再資源化率は99.5%！**



日本におけるアスファルト再資源化率



CO₂排出量比較

【海外展開における課題】

- ・相手国政府等の理解、機運醸成
- ・再生処理及び再生材の流通/利用を促す枠組みや公的支援等の充実化
（例：建設リサイクル法など）
- ・再生処理を行うための資機材及び技術基準、ガイドライン等の充実化

【今後の予定】

- ・様々な枠組み等を活用し、アスファルト再生技術の紹介を継続
- ・二国間対話の機会を通じて、**先方ニーズ等を踏まえ、関係機関との連携により、具体の支援策を検討**